第28・29期　CCBJGUF
定期大会議案書

2022年11月12日(土曜日) 10時～

連合会本部事務所よりTeams

CoCa・Cola BottlersJapanGroupUnionFederation

ご挨拶

平素は連合会活動にご支援・ご協力を賜り有難うございます。

　2019年発生しました新型コロナウイルス感染症は未だ終息する事なく変異を続けております。そうした中、日本政府は経済活動と感染予防を並行して続けて行く方向に切り替え徐々に経済は復活しつつあります。22年4-6月期の世界経済は、内需の柱である消費が総じて落ち込み、季調済前期比では極めて低い成長にとどまったとみられる中、中国ではゼロコロナ政策による主要都市でのロックダウン、米国・欧州では、物価上昇圧力の強まりや金利の上昇、株安による逆資産効果が消費の重しとなりました。

　日本経済は、コロナの感染状況や供給制約に左右されつつも、持ち直し傾向にありましたが、22年7-9月期以降は、感染状況による振れを伴いつつも、堅調な雇用・所得環境の下、コロナ禍で先送りされたペントアップ需要の顕在化などが国内需要を押し上げると予測されております。

企業活動に対する供給制約も、徐々に解消に向かう中、一方、米国・欧州を中心とする海外経済の減速は輸出の下押し圧力となる。これらを踏まえ、22年度のGDPは前年比+1.7％と、前回見通し（2次QE後6月時点：同+2.3%）より鈍る傾向が指摘されております。23年度は、ペントアップ需要の一服から減速するものの、賃金上昇を背景に内需が底堅く推移するほか、自動車の挽回生産も輸出を下支えし、同+1.4%（同+1.2%から上方修正）と潜在成長率を上回る伸びを予想されております。

一方、CCBJIは2019年のコロナ禍の影響と2017年統合当初から懸念されておりました高コストが頭打ちとなり2020年.2021年の事業利益は大幅な赤字となりました。

2022年に入り円安やロシアのウクライナ侵攻などによる原材料価格の高騰が要因で、2022年12月期の営業赤字は111億円に達する見込みであります。大型のペットボトル製品（1.5リットル、2リットル）を、2022年5月出荷分から5－8％値上げしたのに続き、小型のペットボトル製品についても、下期（2022年6－12月）に値上げする計画だが、増加するコストを吸収しきれない状況にあり、コロナ禍と原材料高に見舞われた2020年から2022年までの3年間を変革の時期と位置づけ、2023年以降は持続的な成長が可能と予測されています。

コスト削減やシェアアップなどに取り組み成長軌道に乗せる考えだが、果たして思惑通りに進むだろうか。軸足を「守り」からウイズコロナで人出が回復することによる販売数量の増加や値上げなどにより前年度比4.3％の増収を見込んでおり、4期ぶりに減収に歯止めがかかると経営陣は強気で有りますがペットボトルの原料やアルミニウムの高騰などによって調達コストが上昇するほか、エネルギーコストの負担も高まるため、売上原価が6.8％、販管費が1.2％増加。この結果、100億円を超える営業赤字が避けられない見通しと連合会では分析しています。

こうした状況を踏まえ、CCBJIは自動販売機などの販売機器の耐用年数をこれまでの9年から11年に伸ばし機器の整備体制の強化や、機器メーカーとの協業による性能向上などによって使用期間の長期化を実現するもので、これによって減価償却費が年間約80億円減少するという予測です。この減価償却費の減少と製品値上げは、2023年以降も増益効果として現れさらに自動販売機の設置台数の増加や1台当たりの販売数量の向上に取り組むことなどで、2023年以降は持続的な成長が可能としています。現在、中期経営計画を策定中で、近く2023年以降の具体的な成長戦略が出てくる見込みですが変化の激しい環境下で「守り」に注力してきた2022年までの3年間に対し、2023年以降はポストコロナを見据えた「成長」に軸足を移すことになりそうですが繰り出す施策は労働者の労働環境、労働条件、雇用に大きな影響を受けており労使関係は厳しい緊張感を持って対応する日々が続きます。
加盟単組組合員の皆様からは『将来不安・エンゲージメントの低下・メンタル関連』に関する相談も多数頂いております。
この様な時こそ労働組合は一致団結し雇用・労働条件の確保に全力を尽くさなければなりません。
第28・29期は組合員にとってあるべき姿の再構築に向けて活動して参ります。
この2年間で組合員にとってより安心して企業生活が送れる活動母体についても検討して参りたいと考えております。
様々な組合員のご意見を基に進めて参る所存です。
引き続き皆様方のご支援を賜ります事を重ねてお願い申し上げます。

最後になりますが組合員、ご家族の皆様の健康とご活躍を祈念申し上げます。

2022年11月12日

CocaColaBottlersJapanGroupUnionFederation

Chairman Mitsuyuki Tokuya

アジェンダ／Agenda

1.開会宣言
2.資格審査
3.議長団選出
4.組織代表挨拶
5.祝電披露

議事

1)　活動報告　　第27期連合会・第53期CCBJmikasa労組・第27期CCBJ/EQmikasa労組
2)　会計報告　　第27期連合会・第53期CCBJmikasa労組・第27期CCBJ/EQmikasa労組
3)　会計監査報告　第27期連合会・第53期CCBJ*mikasa*労組・第27期CCBJ/EQ*mikasa*労組
4)　第1号議案　　第28・29期　本部役員体制
5)　第2号議案　　CCBJGUF定期大会及び構成組織の大会期間変更について
6)　第3号議案　　第28期・29期期連合会・第54期・55期期CCBJmikasa労組
　　第28期・29期期CCBJ/EQmikasa労組 運動方針(案)
7)　第4号議案　　第28期・29期期連合会・第54期・55期期CCBJmikasa労組
　　第28期・29期期CCBJ/EQmikasa労組　予算(案)
8)　加盟単組支部役員紹介
9)　退任役員挨拶
10) 本部代表挨拶
11) その他　　組合申請関連(慶弔・共済・ろうきん関連・こくみん共済(全労済)について
12) 支部役員との意見交換会
13) 議長団降壇
14) 閉会宣言

第27期　活動報告
（Activity report）

Activity report　1

➢ CCBJI経営陣との労使関係の構築。

労使協議会・労使コミニュケーションを積極的に行って参りました。

通訳を介してのコミニュケーションには難しさも出ました。

　特にCEO.CFOとの労使協議会ではコロナ禍における組合員の所得の減少等について厳しい生活環境を話すと共にCCBJI業績から見る競業他社とCCBJI役員報酬、株価低迷等、様々な課題について提起致しました。

カリン社長・ビヨン副社長との定例協議会➡年/2回
CFO財務本部長との協議会(賞与交渉・四半期ごとの決算状況)➡随時
コマーシャルファンクション➡随時
SCMファンクション➡随時
CCBJBS労使協議会➡随時
ベンディングビジネスとの労使協議会➡随時
総務・人事本部労使協議・共有会議➡随時

Activity report　2

➢ 労働協約に基づく労使協議の構築

働き方改革に伴う組合員の環境変化に対応すべく積極的に取り組みました。しかし、経営陣との考え方の溝は大きく、大変厳しい状況であると判断しており次期の課題となりました。

経営環境が厳しさを増す中、コスト削減を見据えた固定費の変動費化を見据えた新報酬体系、人事制度改定等会社側の提案はあるものの、労使協議を行うスタンスが経営陣とのズレにより前後する場面も多数見られました。

連合会は労使協定・労働協約の順守を尊重すべく積極的にかかわりを持って参りました。

Activity report　3

- 労働条件(賃金・賞与・各種制度)

★　賃金・賞与

コロナ禍の中組合員の所得は減少傾向にあります。2019年、2020年、2021年賞与のカットにより組合員の所得は減少しております。

　この様な状況の中、新たな新報酬制度の提案等があり組合員の労働条件の確保を最優先と捉え積極的に拘わって参りました。

★春季生活改善闘争

4組織統一した要求書提出を行いました。

結果、賃金に対するベースアップは要求できず、付帯項目については「モチベーション向上委員会」、「人事制度PJ」「直行直帰に関する検討委員会」「時間管理委員会」を労使で立ち上げ協議中となりました。

Activity report　4

- 組織の充実・強化
  将来のCCBJI組織内労組統一に向けて積極的に活動して参りました。
- CCBJI内労組との労使協議の連携及び意見交換も積極的に行なって参りました。
- 上部組織との連携を強化しコロナ禍における労使対策等に対応して参りました。
  特に、連合本部及び電機連合役員との交流を進めると共にコミニュケーション造りを行って 参りました。

電機連合

Activity report　5

➢ 諸会議

✔対面会議とコロナ禍に対応した会議体に変更して参りました。
本部役員会議、中央委員会はリモート会議として効率を高めて参りました。

✔電子メール・リモート等を活用した取り組みと対面の活動を両立して参りましたが意思疎通の難しさもあり次期の課題となりました。

CCBJGUF中央委員　各種会議

	参加者	開催頻度
中央委員会	全本部役員	月/1回以上
労使意見交換会	徳矢・原田・由良・廣瀬	開催/月毎
春闘・賞与協議	全本部役員	開催/月毎
各種委員会	全本部役員	開催/月毎
連合・電機連合本部	徳矢	随時
電機滋賀地協	廣瀬・鈴木	開催/月毎
電機奈良地協	原田・高橋・細田	開催/月毎
ろうきん・労済	原田	開催/月毎

Activity report　6

- 教育宣伝活動
  - ✔ 電機連合等の勉強会に参加すると共に、CCBJI各ファンクションの経営課題に対応すべく幅広し知識の習得に努めて参りました。
  - ✔ 機関誌については上部団体等の積極的な活用を図ると共に、社内メール等を通じて発信して参りました。

奈良地協役員研修会

講義③：「国会における仕事」及び「国民民主党について」

講師：前参議院議員　矢田わか子氏

Activity report　7

- 福祉・福利厚生
  - ✔CCBJIの環境変化と共にメンタルヘルス等にも積極的に対応し、組合員が生活の質を高めるための視点（うるおい）について運動を継続して展開して参りました。
  - ✔コロナ禍の中、組合員の余暇の活用について、電機連合の案内も含めて紹介して参りました。

：共済推進について
講師：マックス共済推進役　足立邦夫　氏
こくみん共済coop　後藤次長、染谷係長
講義Ⅳ：政治と労働組合
講師：林大和郡山市議会議員、岡田こうじ桜井市議会議員

Activity report　8

➢ 金融・共済

✔近畿労働金庫

生活資金融資・カーライフサポート・多重債務者救済等、組合員の相談窓口として活動して参りました。

✔電機連合共催・全労済

構成員による相互扶助を目的に引き続き活動して参りました。(けんこう共済・あんぜん共済)

組合員からの相談内容一覧

件数	内容	備考
25件	融資・住宅ローン相談	ろうきん紹介
98件	CCBJI組合員相談	雇用・労働環境
36件	人事、異動関連相談	将来性・キャリアパス
18件	多重債務相談	顧問弁護士
15件	ハラスメント相談	
10件	人事、処遇関連の相談	コンプライアンス
202件		

Activity report 9

渉外活動

✔CCBJI組織内労組との連携強化

CCBJI内労働組合との連携は終焉し今後の方向性について検討。

✔CCシステム内労組との連携

状況を判断して参加して参りました。

✔電機連合(滋賀・奈良)活動の継続

前期同様積極的に参加して参りました。

②余暇対策活動の推進について

・映画チケット斡旋

県内の映画施設と契約し、割引映画チケット斡旋　７１３枚（昨年７０５枚）

第1号議案
第28期・29期　本部役員体制

第1号議案　第28・29期本部役員体制(2022年11月12日～2024年定期大会)

第28期・29期　CCBJGUF本部役員体制

氏名	役職
徳矢光行	会長
由良佳嗣	副会長
廣瀬　聡	副会長
津田　剛	事務局長
喜多康貴	中央執行委員
鈴木　朗	中央執行委員
高橋清幸	中央委員
細田眞治	中央委員
瀬藤和彦	中央委員
山本和久	中央委員
杉江　裕志	会計監査・投票管理委員

第2号議案
構成組織の中間期大会期の変更
Exercise policy

第2号議案　CCBJGUF定期大会及び構成組織の大会期間変更について

- ◆ CCBJGUF定期大会を1年から2年に延長する。
- ◆ CCBJmikasa労働組合、CCBJ/EQmikasa労働組合の定期大会を2年後の定期大会とする。
  2024年定期大会にて組織の在り方を提起するため2年間しっかりと議論する。
- ◆ 運動方針については2022年定期大会から2024年定期大会までの2年間で策定(従来通り)
- ◆ 会計報告についても2年とするが、予算書ついては1年毎に作成する。予算執行状況については従来通り1年毎の会計監査を受け会計監査委員の承認を得る。

※定期大会期間延長に伴い連合会、CCBJmikasa労組、CCBJ/EQmikasa労組の規定変更も同時に行う。

第3号議案
第28・29期　運動方針(案)
Exercise policy

Exercise policy 1

➢ 組織の在り方検討委員会の設置

◆ 三笠エリア組合員の将来を見据えた組織の方向性を2024年大会までに決定する。

組織の在り方検討委員会メンバー(案)

委員長	廣瀬　聡
副委員長	由良佳嗣
委員	喜多康貴
委員	鈴木朗
委員	高橋清幸
委員	細田眞治
委員	瀬藤和彦
委員	山本和久
外部有識者 事務局 サポート	顧問弁護士 津田　剛 徳矢光行

✓ 2年間の活動を通じ組織の在り方を協議検討、新たな方向性を決定する。
✓ CCBJI組織内労組との拘り方を2年間で決定する。
✓ 上部組織との拘りについて決定する。(電機連合共済・こくみん共済(全労済)事業の今後の方向性。

Exercise policy 2

➢ CCBJI経営陣との労使関係の構築

✔ コミニュケーションの強化を積極的に行って参ります。
　特に**CEO、CFOとのコミニュケーションの強化及びザ・コカ・コーラカンパニー**とのコミニュケーションを強化して参ります。

Exercise policy 3

➢ 労働協約に基づく労使関係の構築

✔ コロナ禍化の終息が見えない中、働き方改革に伴う組合員の環境変化に対応すべく積極的に取り組んで参ります。
特に、労働条件の不利益変更については**厳しいけん制チェック**を行って参ります。

Exercise policy　4

➢コロナ禍における働き方改革の対応について

　コロナ禍の中、組合員の雇用・労働条件・労働環境は一変しております。CCBJIはコスト構造削減のために様々な施策を打ち出しておりますが組合員に取り大変厳しい状況です。また、在宅、テレワーク等、今まで経験したことのない環境下での組合員の生活を守るべく会社側と綿密な連携の下、対応して参ります。

　具体的には、

1)　大幅な年収減を改善する為に春闘を通じ積極的に経営陣と労使協議を行って参ります。

2)　新報酬制度提案について積極的に交渉して参ります。

Exercise policy　5

➢コロナ禍における悩み相談サポートについて

✔コロナ禍の中、組合員は様々な悩みを抱えています。昨年度の組合員からの悩み相談を基に引き続き対応して参ります。個人情報保護法やプライバシー保護の観点から組合本部と直結している顧問弁護士、ろうきん、電機連合ハートフルセンター等を活用した体制の拡充を図って参ります。
具体的には前期同様、

1)　相談窓口の設置(連合会本部にてmail窓口の設置)
2)　顧問弁護士の対応
3)　各種金融機関の紹介

Exercise policy　6

➢共済事業について

✔近畿労働金庫

生活資金融資・カーライフサポート・多重債務者救済等、組合員の相談窓口として活動して参ります。

✔電機連合共催・全労済

構成員による相互扶助を目的に引き続き活動して参ります。（けんこう共済・あんぜん共済）

Exercise policy　7

➢渉外活動について

- ✔ CCBJI組織内労組との連携強化
  引き続きCCBJI内労働組合と共闘して参ります。
- ✔ CCシステム内労組との連携
  コロナ禍の中、状況を判断して参加して参ります。
- ✔ 電機連合(滋賀・奈良)活動の継続
  前期同様積極的に参加して参ります。

第4号議案

CCBJGUF28・29期・CCBJmikasa54・55期・28・29CCBJ/EQmikasa会計・監査年度の変更について

第4号議案

➢CCBJGUF28・29期・CCBJmikasa54・55期・28・29CCBJ/EQmikasa会計・監査年度の変更について

(変更理由)

✔ CCBJGUF第28・29期、第54・55期CCBJmikasa、第28・29期CCBJ/EQmikasa定期大会をもって組織の統廃合を決定する。その為、定期大会は2024年11月又は12月を予定しており、会計既定に定める当該年度開催月の8月31日から2024年**定期大会終了までとする。**

✔ 拘わる規定については1年間を2年間とする。

その他　慶弔・共済申請について

➢慶弔・共済関連の申請をweb申請に変更する。

2023年1月より開始予定

案内は改めて致します。
2022年12月予定

➢申請項目PDFをクリックして申請書に記入して✉申請をお願いします。

組合・慶弔申請	組合・ろうきん申請	組合貯金申請
その他申請	○○申請	○○申請

➢ ✉申請先　連合会事務局　tsuyoshi.tsuda@ccbji.co.jp又はmitsuyuki.tokuya@ccbji.co.jp

➢慶弔・共済関連の申請をweb申請に変更する。(組合慶弔)

慶弔・共済請求書(web版)　2022 年　月　日

CCBJGUF事務局　御中

単組名		支部名	

執行委員名	
支部長名	
請求者名	

共済事由	請求内容				
家族死亡	死亡者氏名	続柄		性別	年齢
・香典		父・母			
		配偶者・子			
		祖父母			
		組合員の兄弟			
・生花					
・弔電					
死亡年月日					
告別式会場住所					
傷病見舞金	傷病名				
	休業期間				
結婚祝い金	配偶者名				
	婚姻提出日				
第1子結婚祝い金	該当者名				
修学祝(小学校のみ)	児童名		小学校名		
住宅災害見舞金	災害発生日		損壊度合い	%	**証明書添付**
退職者選別金(3年以上)	退職日				
定年退職慰労金	退職日				

(備考)　申請有効年は発生より1年とする。

※　香典・生花・弔電についてはご遺族がご辞退の場合は支払わない。

(web申請先)

CCBJGUF事務局　mail　mistuyuki.tokuy@ccbji.co.jp

(振込先口座)→銀行名・支店名・普通・口座番号・口座名

(申請の流れ)

✔本部役員より申請書web版を支部長に送信。

✔支部長より組合員の申請内容を記入。

✔本部役員経由で組合事務局へmail

✔事務局確認後支払い手続きを行う。

➢電機連合けんこう・あんぜん共済の申請をweb申請に変更する。

組合員
共済請求申請

Web申請

(申請の流れ)

✔組合員又は支部役員より申請書web版を組合本部に送信。(mitsuyuki.tokuya@ccbji.co.jp)

✔本部より電機連合共済へ申請。

✔本部役員経由で組合員及び支部役員へmail。

✔電機連合共済事務局より指定口座振り込み。

➢ろうきん、こくみん共済(全労済)を個人掛けに変更する。

- ➢ろうきん預金・返済(マイカーローン・住宅ローン)
  継続
- ➢ろうきん組合貯金の廃止。
- ➢こくみん共済の団体割引の廃止と個人への移行。

➢CCBJGUF本部事務所電話の変更。

➢2022年12月1日より下記に変更する

➢080-5805-9488　CCBJGUF本部

➢0743-64-4562は2023年1月より廃止

CCBJGUF
連合会規約

第１章　　総　則

第１条

この連合会は CoCa・Cola BottlersJapanGroupUnionFederation（略称 *CCBJGUF*）（以下、連合会という）と称し、事務所を奈良県天理市嘉幡町 643 番地におく。

第２条　この連合会は加盟組合員の社会的、経済的地位の向上と関連企業の民主化を達成することを目的とする。

第３条　この連合会は、加盟組合の CCBJ*mikasa* 労働組合並びに CCBJEQ/*mikasa* 労働組合及び関連企業における労働組合をもって構成する。

第４条　前条の目的のため、次の事業を行う。

１．　労働条件の維持改善

２．　労使協議会の開催

３．　組合員及びその家族の福利厚生の共済

４．　同一目的を持つ諸団体との協力連携

５．　その他の前条目的達成に必要な事項

第２章　加盟及び脱退

第５条　第 3 条の定めに該当する労働組合で、この労連に加盟しようとする時は、その規約を添えて、所定の加盟申請書を会長に提出しなければ成らない。

２．前項の加盟申請を受けた場合、会長は大会又は中央委員会決議を経て、これを承認する。加盟資格は、承認した日をもって発生する。

第６条　この連合会を脱退しようとする労働組合は、会長に脱退届けを提出しなければならない。

但し、この連合会に債務があるときは、その債務を完済した後に脱退届けを提出しなければならない。

２．脱退は、前項の届出の日をもって成立し、以後この労連に関する一切の権利を失う。

第３章　権利及び義務

第６条　この連合会の加盟組合の組合員は、この規約に定めるところにより平等の権利を持ち義務を負う。

第７条　この連合会の加盟組合は、次の権利を持つ。

（１）役員を選挙する権利並びに選挙される権利

（２）役員を弾劾する権利

（３）規約に基づき、機関に代表を送り議案を提出し、決議に参加する権利。

（４）制裁に対し、異議の申し立て、弁明と弁護の権利

（５）この連合会の会計及び業務について、書類の閲覧並びに役員に報告を求める権利

第９条　この連合会の加盟組合は、次の義務を持つ。

（１）規約並びに機関の決定を遵守する義務

（２）重要事項の報告と情報の提出の義務

（３）会費を納入する義務

（４）会議に出席する義務

第４章　機　関

第１０条　この連合会に次の機関をおく。

機関名		招集者	議長	構成
大会	定期大会	会長	代議員の互選	本部役員、支部役員
	臨時大会	会長	代議員の互選	本部役員、支部長
中央委員会		会長	事務局長	本部役員
中央執行委員会		会長	事務局長	本部役員

第１１条　大会は組合員の直接投票を除く連合会の最高決議機関である。

第１２条 大会のうち定期大会は本部役員の定期改選年度の月に会長が招集する。

大会のうち臨時大会は中央委員会で３分の１以上の請求または会長が必要と認めたときに招集する。

第１３条 大会での決議権は本部役員を除く代議員がもつ。

第１４条 大会の出席者は構成員の３分の２以上を要し、決議を議とする場合は委任状を含めて５分の４以上を要す。

2）国及び地方自治体の感染症対策及び CCBJI 指針がなされている中での大会についてはリモート大会をする場合も有る。この場合の判断は中央執行委員会の決定をもって招集する。

次の議は下表より決議する。

	議案	定期大会	臨時大会		議案	定期大会	臨時大会
1	事業活動報告	承認	報告	10	上部組織加盟と脱退	承認	承認
2	決算及び監査報告	承認	報告	11	連合会・組合の解散	承認	承認
3	事業活動方針	承認	報告	12	協力関係団体への加盟と脱退	承認	承認
4	予算	承認	報告	13	犠牲者救済認定	承認	承認
5	本規約の改廃	承認	報告	14	組合員の表彰	報告	報告
6	諸規定の改廃	承認	報告	15	特別役員の選任(弁護士・他)	報告	報告
7	組合費の改定	承認	承認	16	その他重要事項	承認	承認
8	組合員の制裁	承認	承認				
9	役員弾劾審査	承認	承認				

第１５条 中央委員会は大会に次ぐ決議機関であって、中央委員及び役員で構成する。

2）国及び地方自治体の感染症対策及び CCBJI 指針がなされている中での中央委員会についてはリモート会議をする場合も有る。この場合の判断は会長の決定をもって招集する。

第１６条 中央委員会は中央執行委員が必要と認めたとき、又は加盟組合が議案を明示して請求したとき、会長の招集により開催する。

中央委員会に付議する事項は次の通りとする。

（１）　事業報告

（２）　大会より付託された事項

（３）　諸規程の制定及び改廃

（４）　更正予算

（５）　臨時会費の徴収

（６）　役員の補充

（７）　制裁に関する事項

（８）　会計監査委員の委嘱

（９）　その他の重要な事項

第１２条 中央委員は中央委員会に出席して、議事の審議決定に参加する。

第１３条 中央委員会は、中央委員３分の２以上の出席をもって成立する。

第１４条 中央委員会の決議は、出席構成員の過半数を要し、可否同数の場合、議長が決定する。

２．決議の委任は、これを認めない。

第２１条　中央委員会の議長は事務局長とする。

第２２条　中央執行委員会は最高執行機関であり、会長・副会長・事務局長・事務局次長・央執行委員をもって構成する。

第２３条　中央執行委員会の開催と招集は、事務局長が議案・日時・場所を構成員に１週間前に通知する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 事務局で開催を必要と認めたとき。

(3) 国及び地方自治体の感染症対策及び CCBJI 指針がなされている中での中央委員会についてはリモート会議をする場合も有る。この場合の判断は会長の決定をもって招集する。

第２４条　中央執行委員会は、次の事項に関し、審議及び執行の権限を持つ。

(1) 大会及び中央委員会より付託された事項。ただし、緊急処理事項については、直後の中央委員会において、議事に先立ち承認を得るものとする。

(2) 連合会の運営及び事業方針の策定。

(3) 加盟組合の委任を受け、使用者と団体交渉を行なうこと。

第２５条 中央執行委員会は、構成員３分の２以上の出席をもって成立する。

第２６条 中央執行委員会の決議は、出席構成員の過半数を要し、可否同数の場合、議長が決定する。

２．議決の委任は、これを認めない。

第２７条　中央執行委員会の議長は事務局長とする。

第２８条　中央執行委員会は、連合会事業の企画立案を行なうための専門委員会を設置する。

第２９条 専門委員会は、役員をもって構成し、各委員会の委員長とあわせて中央委員会が任命する。

第３０条 専門委員会は各委員長が招集する。

第３１条 専門委員会は中央委員会の諮問機関として、連合会の目的、事業を達成するために専門的に調査・研究・企画立案し中央委員会に答申する。

第３２条　事務局は、事務局長・事務局次長・事務局スタッフをもって構成し、事務局長が統轄する。

第３３条　事務局は次の事項を処理する。

（１）　大会及び中央委員会の決定事項の執行

（２）　中央委員会よりその処理を付託された事項

（３）　中央委員会に提案する議案の立案

（４）　す外部団体との渉外に関する事項

（５）　加盟組合との情報連絡

（６）　加盟組合のオルグ活動

各種機関会議の議事録などの情報・資料の収集・整理・配布

（１）　予算の執行、管理

（２）　加盟組合の会計業務全般

（３）　その他業務執行に必要な事項

尚、専門部は、事務局長が統轄する。

第４章　役　員

第３４条　役員は次の通りとする。

（１）　会長　　１名

（２）　副会長　　若干名

（３）　事務局長　１名

（４）　事務局次長　若干名

（５）　中央執行委員　若干名

（６）　中央委員　若干名

（７）　会計監査委員　若干名

（８）　特別執行委員　若干名

第３５条　役員の任務は次の通りとする。

（１）　会長は、連合会を代表し執行業務を統括する。

（２）　副会長は会長を補佐し、その業務を分担するとともに、会長に事故あるときは、その任務を代行する。

（３）　事務局長は、日常業務及び会計業務を管掌し、事務局を統轄する。

（４）　事務局次長は、事務局を補佐しその業務を分担するとともに、事務局長に事故ある時は任務を執行する。

（５）　中央執行委員は連合会の業務を執行する。

（６）　中央委員は連合会の業務を執行する。

（７）　会計監査は、連合会の会計を監査し大会に報告する。

（８）　特別中央委員は中央委員会の下、職務全般について補佐する。

第３６条　役員の選任及び補充

（１）役員は加盟単組組合役員により選任する。

（２）役員の選任にあたっては、役員選考委員会を設置し、推薦する事ができる。

（３）役員の選任は、出席大会代議員の過半数以上による支持を要する。

（４）役員に欠員が生じたときは中央委員会において、過半数以上の支持をもって決定する。その場合の任期は前任者の残存期間とする。

（５）特別中央委員については都度、中央委員会で決定する。

第３７条 役員の解任は重大な債務違反を犯したとき、または連合会の信用を著しく損ねたとき、任期に拘らず大会決議により解任されることがある。

第３８条　役員の任期は２年とする。但し再選は防げない。

第６章　専従者

第３９条　役員の内、会長、事務局長、事務局次長及び全ての役員については、中央委員会の決定により連合会業務に専従させることができる。

第４０条　中央執行委員会が必要と認めたときは書記を雇用又は解雇する事ができる。

第７章　賞　罰

第４１条　この連合会は、加盟組合および組合員が、この連合会の主旨に徹し、連合会の発展に功労があったときは、これを表彰する。

２．この場合の支出は一般会計とし、表彰規定に基づく。

第４２条　この連合会は団結を保持するため、次の各号に該当するものを統制違反として制裁する事ができる。

（１）連合会の規約に違反したとき。

連合会の信用を著しく損ねたとき。

２．制裁の種類は次の通りとする。

（１）　除名　加盟組合としての資格を剥奪する。

（２）　脱退勧告　脱退の届け出をする事を勧告する。この場合において、脱退勧告に応じないときは、勧告について指示された期日をもって除名されたものとする。

（３）　権利の停止　加盟組合としての権利の全部又は一部について、期間を定めて停止する。

（４）　勧告　統制違反の事実を明らかにし、これを是正するための勧告を行なう。

前条の制裁は次の通りで審理と決議は区別する。

	審理機会	決議機関
戒告	中央委員会	総会
権利停止	中央委員会	総会
除名	中央委員会	総会

第 10 章　会　計

第４３条 連合会の経費は、会費及び雑収入をもってこれを運営する。

第４４条 会費は次の基準により徴収する。

（１） 加盟組合は７月１日現在の組合員登録数により決定する。

（２） 会費は定期大会において収支予算の決定に際し、組合員一人当たりの徴収額を承認する。【1,000 円×12 ヶ月＋3,000 円（賞与月）× 2 ＝18,000 円】

（３） 中央委員会の決定により、臨時会費を徴収することができる。

（４） 既納の会費は、理由の如何にかかわらず返納しない。但し、解散の場合は中央委員会にて決定する。

第４６条　寄付金の授受は、中央委員会の承認を要する。

第４７条　連合会会計は特別会計と一般会計に区別する。

会計	収入	支出
特別会計	会費からの積み立て	ストライキによる賃金カット補填
	保険料還付金	
	寄付金	
	利息	
一般会計	会費	特別会計への積立
	雑収入	
	利息	

第４８条　連合会会計の会計報告書は次の通りとし、別に定める会計規定で処理。年度毎に会計監査を受けその結果は総会に提出するものとする。

1. 会計報告書（特別、一般）
2. 財産目録
3. 監査報告書

第４９条　前条の会計報告書は 1 年の保存を要し、監査のための必要なその他の関係帳簿諸証書類は常に記録保管し、1 年間の保存を要するものとする。

第５０条　連合会会計年度は毎年９月１日から翌年８月３１日までとする。

2. 会計年度を変更する場合は中央委員会の決議を持って大会に報告する。

第５１条　連合会事務局は各単組の要請により会計業務を統括する事がある。この場合の承認は中央委員会の決議とする。

第１１章　付　則

第５２条　この規約に疑義が生じた場合の解釈は、中央委員会で行なう。

第５３条　この規約の改廃は中央委員会で決議し大会に報告する。

1996 年 2 月 24 日　施行　1997 年 10 月 18 日　一部改訂 2015 年 10 月 31 日　一部改訂　2019 年　一部

慶弔規定

第１条　この規定は、CCBJGUF 連合会規約第４条に基づき規定する。

第２条　慶弔金については下記の通りとする。

慶弔関係（組合員の場合）

	項目	慶弔理由	弔慰金
死亡	組合員(すべての死亡)		香典として3万円又は生花・弔電
	配偶者		香典として1万円又は生花・弔電
	組合員の実子		香典として1万円又は生花・弔電
	両親(配偶者の親含む)		香典として1万円又は生花・弔電
	祖父母(本人の)		香典として3千円又は生花・弔電
	兄弟(本人の)		香典として5千円又は生花・弔電
住宅災害	火災・自然災害等のすべての災害	全勝・全壊（70％以上） 半焼・半壊 一部損壊床上浸水	全勝・全壊（70％以上)半焼・半壊　3万円　一部損壊(10%以上）　1万円　上床浸水　5千円
傷病	休業14日以上・30日以上・90日以上		3千円・+2千円・+5千円
祝金	組合員結婚　1回限り		１万円・祝電
	子女の結婚　最初の子供のみ		５千円
	子の出生　何子でも		３千円
	子の就学　小学校のみ(何子でも)		3千円
退職餞別	３年以上勤務者で組合員		５千円
	組合員の定年退職		５千円

手続き

※　弔慰金については本人またはご家族から辞退の申し入れがある場合は原則支払わない。

※　支給については、１組合員１単位として支給する。

１　本規定の適用を受けんとする者は、所定書式に必要事項を記載のうえ、担当する中央委員会に提出するものとする。執行委員は、その書式を受け取ったら速やかに事務局に提出する。

２　適用を受けるべき該当事実が発生した場合、事実の発生したときより９０日以内に申請を行うこととし、休職者についても復職後９０日以内とする。

３　９０日を過ぎて申請がなかった場合は、原則として放棄とみなす。

ただし、各支部の申請もれが有った場合、事実の発生したときより一年以内の場合は中央委員会の決議を持って支払うことができる。

２．参列について、基本的には告別式参列とするが業務等に支障がある場合はお通夜の参列とする。

①　組合員本人の場合　……原則として三役、中央委員、支部長

②　組合員の配偶者の場合　……原則として中央委員、支部長

③　組合員の子供の場合　……原則として中央委員、支部長

④　組合員の両親の場合　……原則として中央委員

⑤　組合員本人の祖父母の場合……原則として支部長

⑥　組合員本人の兄弟の場合　……原則として支部長

３．慶弔関係（組合三役ＯＢ及び会社役員の場合）

１）　慶弔について

①　本人の場合　……組織として１万円（花輪）

②　配偶者の場合　……組織として１万円（花輪）

③　子供の場合　……組織として１万円（花輪）

第２章　手　当

第３条　専従者の報酬は前職年収を基準とし予算で決定する。時間外算定は月間２９時間の定時間外とする。また、その他手当に関する事項は中央委員会にて決定する。

第４条　組合員の行動日の日当は次の通りとし休日出勤手当は支給しない。

	平日	休日
テリトリー内	2,000 円	3,000 円
テリトリー外(300 ㌔以上)	2,000 円	5,000 円

第５条　諸会議において食事時間にかかる場合は一人 1,000 円を限度とし会議費で支給する。但し、会議招集者の判断とする。

第６条　役員に組合オルグその他活動における経費として予算で決定する年間行動費を支給する。但し、この支給については会長の承認を必要とする。

第７条　交通費、宿泊費は実費を支給する。

第８条　マイカー利用における交通費支給は任意保険加入車に限り次の区分を基準として行なう。

（走行距離/１０×１８０円又は実費支給とする）

但し連合会本部と支部及び支部間は下表による（単位：円）

長浜（5,０００円）	彦根・滋賀工場（4,０００円）	湖南（3,５００円）	大津（3,０００円）
湖西（4,０００円）	奈良　（５００円）	天理　（0円）	橿原　（５００円）
橋本（2,０００円）	打田（3,０００円）	和歌山北（3,５００円）	和歌山南　（4,０００円）
由良（5,０００円）	田辺（7,０００円）	新宮（１０,０００円）	京都（2,０００円）
関西（2,０００円）	神戸（4,０００円）	姫路（6,０００円）	
エリア外(上記以外)　実費(関東方面・九州方面等)			

第９条　この規定は平成 8 年 2 月 24 日　　施行

1997 年 10 月 18 日　一部改訂　2015 年 10 月 31 日　一部改訂　2017 年 11 月 14 日日　一部改訂

CCBJGUFはCCBJH・CCBJIファンクションと健全な労使関係を確立し「連帯と協調」のもとに加盟単組組合員の労働諸条件の維持・改善を図りつつ、組合員の生活向上に貢献する事が出来うる基盤整備を行なうことを使命とし、この具現化に向け課題を克服できる組織を構成する主導的役割を果たすことを運動領域とする。